生産緑地の取得希望者へのあっせんについて（お知らせ）

市では、生産緑地法第１０条の規定により買取り申出のあった下記の生産緑地について、農林漁業に従事することを希望される方へ取得のあっせんを行っています。

※生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等を計画的に保全するために指定された地区で、農地等として管理することが義務付けられており、それ以外の土地利用はできません。

また、農地法第３条の許可を受けることができる方しか取得できません。

所　　在	地目	地　　積	買取希望価格	位置図
知多市つつじが丘３丁目３０番１７	畑	９４２㎡	下記問い合わせ先まで	別図のとおり

※買取り価格については生産緑地所有者と協議していただくことになります。

生産緑地あっせん期間	問い合わせ先
令和８年２月３日（火）まで	市役所　都市計画課 TEL:0562-36-2668(直通)